

ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください!!

※世田谷区公契約条例では賃金の下限（最低）とすべき額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

この現場で働く皆さまへ

この工事には世田谷区公契約条例による

1人工あたりの**最低額**が定められています!



労働報酬下限額一覧（1日あたり（8時間）に換算した金額）（労働報酬下限額：令和4年3月告示）

号	職種	下限額	号	職種	下限額	号	職種	下限額
1	特殊作業員	21,848円	20	トンネル作業員	21,512円	39	板金工	24,736円
2	普通作業員	18,960円	21	トンネル世話役	28,736円	41	サッシ工	22,696円
3	軽作業員	13,264円	22	橋りょう特殊工	25,840円	43	内装工	23,800円
4	造園工	18,704円	23	橋りょう塗装工	26,520円	44	ガラス工	22,440円
5	法面工	23,888円	24	橋りょう世話役	30,352円	46	ダクト工	20,232円
6	とび工	23,720円	25	土木一般世話役	22,528円	47	保温工	19,640円
7	石工	23,208円	26	高級船員	25,928円	49	設備機械工	19,808円
8	ブロック工	21,512円	27	普通船員	20,576円	50	交通誘導員A	13,944円
9	電工	22,696円	28	潜水士	36,040円	51	交通誘導員B	12,072円
10	鉄筋工	23,888円	29	潜水連絡員	25,760円	労働報酬下限額一覧のうち、第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者（その他未熟練労働者等） 10,920円 上記以外の職種 9,360円		
11	鉄骨工	21,848円	30	潜水送気員	25,080円			
12	塗装工	25,760円	31	山林砂防工	22,872円			
13	溶接工	26,608円	32	軌道工	41,144円			
14	運転手（特殊）	21,512円	33	型わく工	22,616円			
15	運転手（一般）	17,936円	34	大工	21,760円			
16	潜かん工	26,440円	35	左官	23,888円			
17	潜かん世話役	31,368円	36	配管工	20,488円			
18	さく岩工	26,608円	37	はつり工	21,760円			
19	トンネル特殊工	25,504円	38	防水工	25,760円			

※表の太字部分は熟練労働者対象（熟練労働者・その他未熟練労働者等の判断は事業者と労働者の合意によります。）

※労働報酬下限額は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

世田谷区公契約条例とは？

世田谷区と事業者が結ぶ契約（公契約）に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

現場の労働条件を確認するには？

世田谷区ではチェックシートにより、労働条件を確認しています。このチェックシートは事業者・労働者をはじめどなたでも区の契約担当窓口で閲覧できます。

（閲覧場所：世田谷区役所第一庁舎2階20番経理課
世田谷区役所第二庁舎3階33番教育総務課）
※教育総務課は令和4年6月6日から世田谷区役所第一庁舎4階に移転予定

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額などの最新情報はホームページで！



世田谷区財務部経理課公契約担当
世田谷区役所第一庁舎2F ②〇番窓口
TEL 03-5432-2965 FAX 03-5432-3046